

業務委託管理規定

1. 目的

保護すべき個人情報を取り扱う業務を外注先に委託する場合のセキュリティを確保する。

2. 責任

個人情報管理委員会および個人情報管理責任者は、業務委託時のセキュリティの確保のための運用ルール作りに対して、責任を持つ。保護すべき個人情報を取り扱う業務を外注先に委託する場合、委託を行う部署の責任者は当院と同等以上のセキュリティが確保されるように、委託先の選定、契約、監理をしなければならない。

3. 委託管理

- 1) 情報資産を取り扱う業務の外部への委託、当院施設内での請負作業を発注しようとする場合、その業務とその業務で取り扱う情報資産のセキュリティについて、安全性、機密性、可用性が保持できるかを事前に検討し、委託の可否の判断を行い、必要な対策を打たなければならない。
- 2) 外部への委託、当院施設内での請負作業を発注する場合、セキュリティマネジメントの要求に対する委託先の対応能力についての評価基準定め、その基準に従って候補の委託先を評価して、委託先を選定しなければならない。また、定期的または必要時に、委託先の再評価を行い、必要があれば適切な処置を行う。
- 3) 情報資産を扱う業務の外部への委託、当院施設内での請負作業を発注する場合、委託先と正式な契約書を交わし、契約書にセキュリティ要求事項を記述する。
- 4) 契約書には、下記のセキュリティ要求事項を記述する。
 - A) 法的要求事項、顧客との契約で要求された事項への対応
 - B) 個人情報に関する秘密保持
 - C) 再委託を禁止する、又は再委託の条件（選定基準、契約締結、届け出等の義務など）
 - D) 事故時の責任分担
 - E) 契約終了時の個人情報の返却及び消去
 - F) 前項についての業務上の監督、監査に関する権利
- 5) 契約書で締結したことの委託先の履行について、下記の実施を確認して、指導・管理する。
 - ・ 委託先の該当業務従事者へのセキュリティ責任の徹底（業務終了後の機密保持義務を含む）
 - ・ 情報資産の完全性と機密性の維持方法と検証方法
 - ・ 該当業務情報へのアクセス制限の方法
 - ・ 災害など非常時に対するサービス可用性の確保
 - ・ 委託したシステムや装置に対する物理的セキュリティ対策
- 6) 当院施設内で作業を行う請負業者に対しては、請負会社との契約のほかに、従事者に対して、職員と同様にセキュリティに関する内部規定の遵守を求める。そのために、セキュリティ権限については、請負の従事者に対して適切な権限レベルを設定しなければならない。
- 7) 外部への委託先や当院施設内での請負作業に対する当院のセキュリティ要求事項についての監督、監査（第二監督又は第三監督）について、取り組みを計画し、実施する。
- 8) 個別契約を伴わない一般サービスを利用する場合、サービス提供元のサービス規定を入手して、セキュリティ要件を確認した上で、利用可否を判断しなければならない。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

改訂履歴

平成 17 年 4 月 1 日	作成および施行
平成 21 年 4 月 1 日	一部改定
平成 25 年 4 月 1 日	一部改定